

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 9 4 8 号

平成 26 年 12 月 18 日

木 曜 日

目 次

規 則

- 四日市港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則 (港営課) 2

規 則

四日市港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 26 年 12 月 18 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合規則第 1 号

四日市港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合港湾施設条例施行規則（昭和 41 年四日市港管理組合規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（港湾施設）

第 3 条の 2 条例第 3 条第 5 号に規定する港湾施設とは、条例第 2 条第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 11 号、第 12 号、第 13 号及び第 16 号に規定する港湾施設をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1-1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
